

ECOんちゅプラン

(付帯契約要綱)

令和 8 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

本 則

| | |
|-------------------------|---|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 要綱の変更 | 1 |
| 3 契約の成立および適用期間 | 2 |
| 4 電源構成および非化石証書の使用 | 3 |
| 5 料金 | 3 |
| 6 解約等 | 4 |
| 7 ECOんちゅプランの提供中止 | 4 |
| 8 その他の | 4 |

| | |
|-----------|---|
| 附 則 | 5 |
|-----------|---|

本 則

1 適用範囲

- (1) この付帯契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
- 沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）
- (2) この要綱は、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせするものとし、以下同様といたします。）にて需給契約を締結しているお客さまが、当社が提供する電気を再生可能エネルギーから生じるCO₂排出量ゼロの価値を用いてCO₂排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまにCO₂排出量を調整したメニュー（以下「ECOんちゅプラン」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
- (3) 当社は、CO₂排出量の調整にあたり、再生可能エネルギー電源から生じた非化石証書を活用するものといたします。
- (4) この要綱は、お客さまに適用されている主契約要綱と一体のものとし、かつ当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、主契約要綱が変更された場合は変更後の主契約要綱によります。
- (5) この要綱に定める事項について、主契約要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については主契約要綱によらず、この要綱の規定を適用するものといたします。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することができます。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
- イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
- ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、
変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合
理的なものである場合

- (2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- (3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

3 契約の成立および適用期間

- (1) この要綱による契約（以下「この契約」といいます。）は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) この契約の適用期間は、当該契約の成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とすることがあります。また、需給契約と同時に適用を希望される場合は需給契約の開始の日といたします。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いこの契約の適用期間も延長するものといたします。
- (3) 当社は、この契約の適用に伴う需給契約の変更に際して、法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、2（要綱の変更）(3)に定める方法により行なうことがあります。
- (4) お客さまがこの契約を廃止することを希望する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただくこととし、当社は、当該申出に応じてこの適用を終了いたします。ただし、需給契約が継続している場合のこの契約の廃止日は、申出直後の検針日（需給契約と同時に廃止を希望される場合は需給契約の廃止日）といたします。

4 電源構成および非化石証書の使用

- (1) 当社は、ECOんちゅプランの提供に先立ち、この要綱により供給する電気が、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギーによる電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (2) 当社は、この要綱により供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則としてインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載することにより、毎年、お客さまにお知らせいたします。

5 料 金

各月の料金は、主契約要綱によって料金として算定された金額に、(1)によつて算定された金額（以下「ECOんちゅプラン料金」といいます。）を加えたものといたします。

(1) ECOんちゅプラン料金

ECOんちゅプラン料金は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{ECOんちゅプラン料金} = \frac{\text{(2)の ECOんちゅ}}{\text{プラン対象電力量}} \times \frac{\text{(3)の ECOんちゅ}}{\text{プラン料金単価}}$$

(2) ECOんちゅプラン対象電力量

ECOんちゅプラン対象電力量は、主契約要綱にもとづく需給契約のその1月の使用電力量といたします。

(3) ECOんちゅプラン料金単価

ECOんちゅプラン料金単価は、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 1円65銭 |
|------------|-------|

6 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨と解約日をお客さまにお知らせいたします。
- イ 主契約要綱による需給契約が解約された場合
ロ お客さまがその他この要綱に反した場合
- (2) お客さまが、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、変更前の需給契約の最終検針日にこの契約は消滅するものといたします。

7 ECO んちゅ プランの提供中止

- (1) 当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべきからざる事由の発生によりこの契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) (1)の場合またはこの要綱の適用状況その他により、当社は、この要綱を終了することができます。この場合には、適用期間中であっても、お客さまにお知らせのうえ、この契約を終了いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)によりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

8 そ の 他

この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件（自由共通）（令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）および主契約要綱の定めるところによるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。